

医療法人宗斉会 須波宗斉会病院運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宗斉会が開設する、医療法人宗斉会 須波宗斉会病院（以下「事業所」という。）が行なう通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、要介護老人の入院入所を防止し、家族の介護意欲とお年寄りの自立を側面から支援し、適切な通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す。また明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視する。

2、高齢者の社会的孤立感や閉じこもりを防止し、各種グループワークを通じ生活意欲を回復させる。また、機能訓練やレクリエーションによって心身機能の回復やADLの維持向上を目指す。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は

三原市須波ハイツ2丁目2番5号とする

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 医師 2名（常勤専従1名、非常勤専従1名）

医師は、通所者の健康管理を行なう。

1 単位目

(1) 理学療法士 3名（常勤専従1名、非常勤専従2名）

理学療法士は、通所者の機能訓練を行なう。

(2) 言語聴覚士 1名（非常勤専従）

言語聴覚士は、通所者の言語聴覚訓練を行う。

(3) 管理栄養士 2名（非常勤専従）

管理栄養士は、通所者の栄養管理を行う。

(4) 介護職員 7名（常勤専従）

介護職員は、通所者の介護を行なう。

2 単位目(短時間)

(1) 理学療法士 5名（非常勤専従）

理学療法士は、通所者の機能訓練を行なう。

(2) 作業療法士 3名（非常勤専従）

作業療法士は、通所者の作業療法を行う。

(3) 介護職員 1名(常勤専従)

介護職員は、通所者の介護を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 単位目

(1) 営業日 月曜日から土曜日の週6日とする。ただし、5月3日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。ただし、12月30日については日曜日でない限り利用者の要望等勘案し、当法人にて営業日とする場合がある。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分とする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分とする(祝日も同様)

2 単位目(短時間)

(1) 営業日 月曜日から土曜日の週6日とする。ただし、8月15日、12月30日から1月3日までおよび祝日を除く。ただし、12月30日については日曜日でない限り利用者の要望等勘案し、当法人にて営業日とする場合がある。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分とする。ただし土曜日は、午後12時30分までとする。また12月30日営業の場合は土曜日に準ずる。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時00分とする。ただし土曜日及び12月30日は、午後12時00分までとする。利用者のプランに応じて1~2時間(短時間利用)のサービスを提供する。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員

1 単位目

1単位あたり40名とし、日1単位とする。

2 単位目(短時間)

1単位あたり20名とし、日1単位とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションは、次の業務を行なう。

(1) 給食サービス。

(2) 生活指導。

(3) 機能回復訓練。

(4) 健康管理。

(5) 送迎サービス。

(6) 入浴サービス。

ただし、短時間は(1)、(6)の業務は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーションの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、そ

の1割の額とする。

2、次に掲げる費用の額は利用者から徴収する。

- (1) 食費 1日あたり 600円（おやつ代含む）
- (2) おやつ代 1日あたり 100円（1単位目のみ、午後から利用開始に限る）
- (3) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、三原市（但し鷺浦町、久井町、大和町を除く）、竹原市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービス利用に当たっての留意事項はつぎのとおりとする。

- (1) 送迎バスでは、運転手及び同乗従業者の指示に従い、運行中はみだりに席を立ったり、移動したりしない。
- (2) 通所予定日に来られなくなった場合は、早めに連絡をする。
- (3) 利用者の状況、心身状態に気になる変化が見られる場合はその都度、従業者の方へ知らせる。

（非常災害対策）

第11条 非常災害時の対策は次の通りとする。

- (1) 予防対策 平素における火災及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもと、喫煙その他火気使用物の取り扱いには十分に注意を払う。
- (2) 自衛消防対策災害発生時は、従業者は利用者の人命安全のための避難誘導、救出救護を最重点とした態勢をとる。
- (3) 防災教育 非常災害時に備え、従業者は消防計画の周知徹底、消防用設備等の機能及び取扱いの把握、定期的な消防訓練をおこなう。

2、風水害・地震対策 災害発生時は利用者の避難誘導及び救出救護を最重点とするが、二次的な災害に備え設備、備品の転倒、飛来等がないようにする。

3、防火管理者を総務課長、防火管理補佐を総務課職員とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止の為の指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 その他運営についての重要事項は次のとおりとする。

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及び家族等の秘密をもらしてはならない。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、質の保証ができる業務体制を整備する。
- (4) 指定通所リハビリテーションの実施にあたり、疑問が生じたときは関係官庁の指導を得てこれを解決するものとする。
- (5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人宗齊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成14年12月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成17年10月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成19年10月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 8月31日より施行する。

この規程は、平成22年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 9月17日より施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 1年12月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 9月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 5月 7日より施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日より施行する。